

議案第二十一号

港区立消費者センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立消費者センター条例の一部を改正する条例

港区立消費者センター条例（昭和六十二年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「設置」の下に「、組織」を加える。

第三条第一号中「消費生活相談」の下に「（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の三第二項に規定する消費生活相談（区市町村が実施するものに限る。）をいう。以下同じ。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 前号に掲げるもののほか、消費生活に係る相談に関すること。

第六条の次に次の六条を加える。

（消費生活相談を行う日時）

第六条の二 センターにおいて消費生活相談を行う日及び時間は、区規則で定める。

（所長及び職員）

第六条の三 センターには、センターの事務を掌理する所長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（消費生活相談員の配置）

第六条の四 センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第六条の五 区長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第六条の六 区長は、センターにおいて法第八条第二項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第六条の七 区長は、法第八条第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）の施行による消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の一部改正に伴い、消費者センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。